

令和8年度 たじっこクラブ利用負担金の減免制度のご案内

たじっこクラブを利用されている方の中で、一定の要件をもとに利用負担金を軽減する制度についてご案内します。（「多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則」に基づく制度）

【対象となる方と減免割合】

A. 生活保護を受給している世帯の方・・・利用負担金の全額減免

B. 市町村民税が非課税の世帯(※1)の方・・・利用負担金の半額減免

(※1)児童と同居世帯員全員の令和8年度の市町村民税（前年の所得等で計算）が非課税である世帯

提出書類・・・たじっこクラブ利用負担金減免申請書

（非課税証明書の添付不要）

提出期限・・・令和8年7月10日（期限後も受付可）



オンライン申請はこちら

★☆☆☆☆令和8年度 手続きのスケジュール☆☆☆☆★

以下のスケジュールは、Bの非課税世帯の方が7月10日までに申請された場合のものです。

【通年利用の場合】

4月30日 4月分納付期限

6月1日 5月分納付期限

6月30日 6月分納付期限

利用負担金を毎月納付（午後5時まで利用の方は4,000円、午後6時まで利用の方は6,000円、午後7時まで利用の方は7,000円を納めていただきます。）

7月10日 減免申請書提出期限

7月中旬から下旬頃 減免の承認または却下を決定し、申請者に通知

8月中旬から下旬頃 4月～6月の納付済額から、減免割合に応じた額の利用負担金を登録口座へ還付

◎半額減免が承認された場合（※1人あたり）

	午後5時まで利用	午後6時まで利用	午後7時まで利用
納付済額 4月～6月分	12,000円 (4,000円/月×3ヶ月)	18,000円 (6,000円/月×3ヶ月)	21,000円 (7,000円/月×3ヶ月)
還付額 4月～6月分	6,000円 (2,000円/月×3ヶ月)	9,000円 (3,000円/月×3ヶ月)	10,500円 (3,500円/月×3ヶ月)
7月～翌年3月分までの 納付予定額	2,000円×9か月 (8月のみ4,000円)	3,000円×9か月 (8月のみ6,000円)	3,500円×9か月 (8月のみ7,000円)

※滞納がある場合は滞納分に充当いたします。還付額が異なることがあるため、ご注意ください。

※年度の途中や月の途中から利用を開始された場合や、時間の登録区分を月単位で変更された場合、休止届で利用休止期間がある場合などは、上記と金額が異なります。

裏面に続く

【夏休みのみの利用の場合】

7月10日 減免申請書提出期限

7月中旬から下旬頃 減免の承認または却下を決定し、申請者に通知

◎半額減免が承認された場合（※1人あたり）

7月31日 7月分の利用負担金の半額を口座振替で納付

・午後5時まで利用800円、午後6時まで利用1,200円、午後7時まで利用1,400円

8月31日 8月分の利用負担金の半額を口座振替で納付

・午後5時まで利用3,360円、午後6時まで利用5,040円、午後7時まで利用5,880円

減免申請書は、提出期限後でも提出することができます。ただし、減免の承認が決定されるまでの利用負担金は、減免前の金額で納付し続けていただく必要があります。

★☆☆☆☆手続きのながれ☆☆☆☆

①申請	教育推進課又はたじっこクラブへ申請書類を提出 ・ <u>提出期限：令和8年7月10日</u>
②審査	令和8年度市町村民税の課税状況や世帯構成など、減免を受けるために必要な課税台帳その他の資料について、教育推進課で確認する場合があります。
③決定	減免の承認または却下を決定し、決定通知書を申請者ご本人へ送付
④還付	減免が承認された場合、納付済みの令和8年度の利用負担金から減免で生じた差額分を、利用負担金の登録口座に還付

【問合せ先】

多治見市教育委員会教育推進課
TEL 0572-23-5904（ダイヤルイン）